

2 0 2 6 年 度

福山市坪生町六丁目地内

坪生第12マンホールポンプ設備工事
実施設計書

工
事
概
要

ポンプ設備工	一式
水中ポンプ(口径65mm)	2台
電気設備工	一式

[illegible]

本 工 事 費 内 訳 表 (機 械)								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	ポンプ設備工							
		機器費						
			水中ポンプ	台	2			
			予旋回槽	基	1			
			計					[機器費]
		直接工事費						
			輸送費	式	1			
			計					[輸送費]
			直接材料費	式	1			第1号内訳書(機械)のとおり
			小計					(直接材料費)
			補助材料費	式	1			
			小計					(補助材料費)
			計					[材料費]
			普通作業員	式	1			第2号内訳書(機械)のとおり
			設備機械工	式	1			第3号内訳書(機械)のとおり
			配管工	式	1			第4号内訳書(機械)のとおり
			小計					(一般労務費)
			機械設備据付工	式	1			第5号内訳書(機械)のとおり
			小計					(機械設備据付労務費)
			計					[労務費]
			複合工費	式	1			第6号内訳書(機械)のとおり
			計					[複合工費]
			機械経費	式	1			
			小計					[直接経費]
			仮設費(率)	式	1			
			仮設費(積上げ)	式	1			第7号内訳書(機械)のとおり
			小計					[仮設費]
			計					直接工事費

[illegible]

()

福山市上下水道局

第1号内訳書(機械) 直接材料費						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
小配管・弁類		1	式			第1号明細書(機械)
計						

()

福山市上下水道局

第2号内訳書(機械) 普通作業員						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器等据付工	汚水水中ポンプ 予旋回槽		人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第3号内訳書(機械) 設備機械工						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器等据付工	鋼製加工品		人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第4号内訳書(機械) 配管工						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
小配管据付工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第5号内訳書(機械) 機械設備据付工						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器等据付工	汚水水中ポンプ 予旋回槽		人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第6号内訳書(機械) 複合工費						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
鋼製加工品		1	式			第2号明細書(機械)
予旋回槽 モルタル充填工		1	式			第3号明細書(機械)
計						

()

福山市上下水道局

第7号内訳書 仮設費(積上げ)						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		2	人			
計						

()

福山市上下水道局

第1号明細書(機械)						
小配管・弁類						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
配管用ステンレス鋼鋼管	SUS304TP Sch20S 80A, JIS 10K	0.65	m			
配管用ステンレス鋼鋼管	SUS304TP Sch20S 65A, JIS 10K	3.20	m			
配管用ステンレス鋼鋼管	SUS304TP Sch20S 20A, JIS 10K	1.35	m			
同上付属材料		1	式			
仕切弁	ボールバルブ 65A, JIS 10K	2	個			
逆止弁	65A, JIS 10K	2	個			
空気抜き弁	20A, JIS 10K	2	個			
異種管継手	75A, PE-SUS	1	個			
ポンプ用 ガイドパイプ	SUS304TP Sch20S 32A	8.40	m			
計						

()

福山市上下水道局

第2号明細書(機械)						
鋼製加工品						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
流入バップル(1)	SUS304 T=1mm以上 VU φ 200用、L=1100mm	1	組			
流入バップル(2)	SUS304 T=1mm以上 VU φ 200用、L=1200mm	1	組			
配管サポート	SUS304	8.30	kg			
ガイドパイプサポート	SUS304	6.00	kg			
ガイドパイプ サポートブラケット(1)	SUS304	1.80	kg			
ガイドパイプ サポートブラケット(2)	SUS304	1.80	kg			
計						

()

福山市上下水道局

第3号明細書(機械)						
複合工費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
モルタル充填工	高炉 1:2	0.29	m ³			
計						

本 工 事 費 内 訳 表 (電 気)								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	電気設備工							
		機器費						
			ポンプ制御盤	面	1			
			水位計	組	1			
			計					[機器費]
		直接工事費						
			輸送費	式	1			
			計					[輸送費]
			直接材料費	式	1			第1号内訳書(電気)のとおり
			小計					(直接材料費)
			補助材料費	式	1			
			小計					(補助材料費)
			計					[材料費]
			電工	式	1			第2号内訳書(電気)のとおり
			設備機械工	式	1			第3号内訳書(電気)のとおり
			小計					(一般労務費)
			技術者(据付)	式	1			第4号内訳書(電気)のとおり
			技術者(試験)	式	1			第5号内訳書(電気)のとおり
			小計					(技術労務費)
			計					[労務費]
			複合工費	式	1			第6号内訳書(電気)のとおり
			小計					[複合工費]
			機械経費	式	1			
			小計					[直接経費]
			仮設費(率)	式	1			
			仮設費(積上げ)	式	1			第7号内訳書(電気)のとおり
			小計					[仮設費]
			計					直接工事費

[illegible]

()

福山市上下水道局

第1号内訳書(電気)		直接材料費				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
低圧ケーブル		1	式			第1号明細書(電気)
電線		1	式			第2号明細書(電気)
電線管		1	式			第3号明細書(電気)
接地材		1	式			第4号明細書(電気)
装柱材		1	式			第5号明細書(電気)
外構材		1	式			第6号明細書(電気)
引込計器盤	屋外装柱型	1	面			
フロートスイッチ		2	個			
計						

()

福山市上下水道局

第2号内訳書(電気)		電工				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器据付工			人			
ケーブル・電線布設工			人			
電線管布設工			人			
接地工			人			
埋設標識シート布設工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()

福山市上下水道局

第3号内訳書(電気)		設備機械工				
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器等据付工	鋼製加工品		人			
機器等据付工	フェンス等		人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()				福山市上下水道局		
第4号内訳書(電気)				技術者(据付)		
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
機器据付工			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()				福山市上下水道局		
第5号内訳書(電気)				技術者(試験)		
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
単体調整			人			
組合せ試験			人			
計			人			
	(端数処理)		人			

()				福山市上下水道局		
第6号内訳書(電気)				複合工費		
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
鋼製加工品		1	式			第7号明細書(電気)
床掘り工	土砂 上記以外(小規模)	3.58	m ³			
埋戻し工	土砂 上記以外(小規模)	2.51	m ³			
舗装版切断工	アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚15cm以下	27.4	m			
舗装版破砕工	アスファルト舗装版 障害等無し 舗装版厚15cm以下	52.2	m ²			
下層路盤(車道・路肩部)工	全仕上り厚100mm 1層施工 RC-30	5.04	m ²			
上層路盤(車道・路肩部)工	全仕上り厚120mm 1層施工 RM-30	5.04	m ²			
表層(車道・路肩部)工__仮復旧	平均幅員1.4m未満 1層当り平均仕上厚50mm以下	5.04	m ²			
不陸整正工		47.2	m ²			
表層(車道・路肩部)工__本復旧	平均幅員3.0m超 1層当り平均仕上厚50mm	47.2	m ²			
区画線工	実線15cm t=1.5mm	12.8	m			
真砂土運搬購入		1	式			第8号明細書(電気)
コンクリート削孔工	既設レジンマンホール 削孔径206mm	1	孔			
コンクリート削孔工	削孔径60mm以上64mm以下 削孔深さ50mm以上200mm未満	3	孔			
コンクリート削孔工	削孔径30mm以上60mm未満 削孔深さ100mm以上200mm未満	1	孔			
モルタル充填工	防水	0.0021	m ³			
防護柵設置工	コンクリート建込 4段ビーム型,白色	0.7	m			
コンクリート削孔工	削孔径90mm以上100mm未満 削孔深さ200mm以上400mm未満	3	孔			
防護柵撤去工		3.16	m			
計						

()

福山市上下水道局

第7号内訳書(電気) 仮設費(積上げ)						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		5	人			
計						

()

福山市上下水道局

第8号内訳書(電気) 準備費(積上げ)						
種別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
土砂等運搬処分費		1	式			第9号明細書(電気)
As殻運搬処分費		1	式			第10号明細書(電気)
Co殻運搬処分費		1	式			第11号明細書(電気)
スクラップ運搬処分費		1	式			第12号明細書(電気)
計						

()

福山市上下水道局

第1号明細書(電気)		低圧ケーブル				
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
低圧ケーブル	600V EM-CE/F 3.5sq-3c	11.6	m			
低圧ケーブル	600V EM-CE/F 3.5sq-2c	11.6	m			
同上付属材料		1	式			
計						

()

福山市上下水道局

第2号明細書(電気)		電線				
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
電線	EM-IE/F 3.5sq	6.38	m			
同上付属材料		1	式			
計						

()

福山市上下水道局

第3号明細書(電気)		電線管				
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
二種金属製 可とう電線管	ビニル被覆 F2 24	1.10	m			
同上付属材料		1	式			
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	PE 36	5.94	m			
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	PE 28	2.20	m			
ケーブル保護用 合成樹脂被覆鋼管	PE 22	15.4	m			
同上付属材料		1	式			
硬質ビニル電線管	HIVE 16	2.53	m			
同上付属材料		1	式			
波付硬質合成樹脂管	FEP 40	29.7	m			
同上付属材料		1	式			
計						

()

福山市上下水道局

第4号明細書(電気) 接地材						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
丸形アース棒	φ 14*1500	1	本			
丸形アース棒用 リード端子	φ 14用	1	本			
接地埋設標	黄銅製 140*90*1.0t以上	1	枚			
埋設標識シート	ダブル	8.4	m			
計						

()

福山市上下水道局

第5号明細書(電気) 装柱材						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
自在バンド	CABD-14	1	個			
自在バンド	IBT-408	2	個			
自在バンド	IBT-206	8	個			
エントランスキャップ	φ 22	2	個			
計						

()

福山市上下水道局

第6号明細書(電気) 外構材						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
メッシュフェンス	H=2000	3.6	m			
メッシュフェンス用門扉	両開き、幅1800、H=2000	1	基			
計						

()

福山市上下水道局

第7号明細書(電気) 鋼製加工品						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
水位計吊り金具	SUS304	1.00	kg			
ベースプレート付 鋼管柱	SS400+溶融亜鉛メッキ φ 139.8×4.5t L=6.500m	129	kg			
制御盤架台	SS400+溶融亜鉛メッキ	344	kg			
計						

()

福山市上下水道局

第8号明細書(電気) 真砂土購入運搬費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
真砂土運搬	小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間有 距離12.0km以下(9.0km超)	2.51	m ³			
真砂土購入費	再資源化施設	2.51	m ³			
計						

()

福山市上下水道局

第9号明細書(電気) 土砂等運搬処分費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
土砂等運搬	小規模 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間有 距離9.0km以下(7.0km超)	3.58	m ³			
土砂等受入費	再資源化施設	3.58	m ³			
計						

()

福山市上下水道局

第10号明細書(電気) As殻運搬処分費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
As殻運搬	舗装版破碎 DID区間有 運搬距離8.5km以下(6.5km超)	2.51	m ³			
As殻受入費	再資源化施設	2.51	m ³			
計						

()

福山市上下水道局

第11号明細書(電気) Co殻運搬処分費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
Co殻運搬	構造物とりこわし DID区間有 運搬距離23.2km以下(18.5km超)	0.004	m ³			
Co殻受入費	再資源化施設	0.004	m ³			
計						

()

福山市上下水道局

第12号明細書(電気) スクラップ運搬処分費						
種 別	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
スクラップ運搬	DID区間有 運搬距離9.0km以下(7.0km超)	0.057	t			
スクラップ費	再資源化施設	0.057	t			
計						

坪生第12マンホールポンプ設備工事

特 記 仕 様 書

福山市上下水道局

2 0 2 6 年

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

本特記仕様書は、福山市坪生町六丁目地内における、坪生第12マンホールポンプ設備工事の施工に適用する。

第 2 節 概 要

本設備は、マンホールポンプにより汚水を圧送するもので、ポンプは水中において連続運転に耐える堅牢な構造のものとする。又、マンホール底面はスカム対策構造とする。

第 3 節 設備内容

設 備 名 称	主 要 設 備 内 容	設 置 数
マンホール ポンプ設備	水中ポンプ	2 台
	逆止弁	2 個
	仕切弁	2 個
	吐出管	1 式
	ポンプ制御盤	1 面
	引込計器盤	1 面
	水位計	1 式

第 4 節 準拠基準

1. 本設備の設計並びに施工に対し、機器の製作・据付・配管工事は下記の諸規定に準拠するものとする。
 - ① 「下水道施設計画・設計指針と解説」(社)日本下水道協会
 - ② 「小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説」(社)日本下水道協会
 - ③ 「小規模汚水中継ポンプ場設計要領(案)」(財)下水道業務管理センター
 - ④ 「下水道マンホールポンプ技術マニュアル」(財)下水道新技術推進機構
 - ⑤ 「日本産業規格(JIS)」
 - ⑥ 「日本電気規格調査会標準規格(JEC)」
 - ⑦ 「日本電気工業会標準規格(JEM)」
 - ⑧ 「内線規定(JEAC)」
 - ⑨ 「電気設備技術基準」通産省
 - ⑩ 「水門鉄管技術基準」
 - ⑪ その他、関係法令・規定等
2. 受注者は契約書・仕様書・設計書並びに図面に従い誠実に工事施工に当たるのは勿論のこと、発注者の指定する監督員の指示に従わなければならない。
3. 重要な指示事項はすべて文書によって処理し、双方とも確認しておくものとする。
4. 本仕様書に明記されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものはすべて受注者が充足するものとする。

第 5 節 施工の範囲

本工事の請負施工範囲は、マンホールポンプ設備の設計・制作・運搬・据付・調整・試運転までの一切とし、本設備を完成するために当然必要なものは、本仕様書に明記しない場合にあっても監督員の指示により受注者の負担で施工しなければならない。

第 6 節 提出図書及び報告書

受注者は施工に先立って下記の図書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。なお、承諾後の変更事項についても、その都度、監督員の承諾を得なければならない。

- ① 施工計画書
- ② 製作仕様書
- ③ 設計計算書
- ④ 機器据付図
- ⑤ 機器外形図
- ⑥ 電気設備図
- ⑦ 単線結線図
- ⑧ 工事写真集(製作工程工事順) カラー 1 部
- ⑨ 完成図書(工事完成時・取扱説明書含む) 提出部数 2 部
- ⑩ 竣工図面データ(DWG または DXF、JWW 形式データを CD または DVD で提出)
- ⑪ 電気、電話回線申請書(契約者:発注者、請求先を明記したもの)
- ⑫ その他、監督員が必要と認めた図書

第 7 節 外注品

本工事において外注品を使用する場合は、外注品リストを提出し承諾を受けなければならない。

第 8 節 検 査

工事の既済部分検査、完成検査にあたっては、現場代理人及び主任技術者が立ち会いの上、検査を受けなければならないものとし、監督員の指示した工事段階の区切り等に監督員の検査を受けるものとする。

第 9 節 疑義事項

本仕様書で疑義ある事項については、協議の上決定するものとする。

第 10 節 交通誘導員

交通誘導員については、7人を見込んでいる。

第 2 章 マンホールポンプ設備

第 1 節 水中ポンプ

1-1 使用目的

本ポンプは、マンホール内に溜まった汚水を次のマンホールへと圧送するものである。

1-2 仕 様

ポンプ仕様

項 目	仕 様	備 考
型 式	改良型ノンクログ水中ポンプ	着脱式
口 径	φ 65mm	
吐 出 量	0.159 m ³ /min	
全 揚 程	6.8 m	
出 力	1.5 kW	
台 版	予旋回槽式	
台 数	2 台	

電動機仕様

項 目	仕 様	備 考
型 式	乾式水中形誘導電動機	
定格出力	1.5 kW	
極 数	4 P	
定格電圧	200 V	
周 波 数	60 Hz	
起動方式	直入れ始動	
台 数	2 台	

1-3 構造概要

本ポンプは汚水を圧送するもので堅牢な構造とし、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるものとする。

1-4 設計条件

流入水はマンホール内の汚水とする。

1-5 各部構造

(1) ケーシング

- 1) ケーシングは、内部圧力及び振動に対する機械的強度並びに腐食・磨耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。
- 2) ケーシングは、分解・組立が容易なものとする。

(2) 羽根車

- 1) 羽根車はステンレス鋳鋼製(SCS13)とし、固形物の混入に対し堅牢であるとする。
- 2) 羽根車のバランスを十分に取り、回転時に振動、騒音を引き起こす原因にならない構造とする。

(3) 主 軸

- 1) 主軸は、電動機軸を延長したもので伝達トルク及び振り振動に対しても、十分な強度を有する 13Cr ステンレス鋼とする。

(4) 軸封装置

- 1) 軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中・停止中を問わず、異物がモーター内に浸入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。
- 2) シール等の取り替えは容易に行える構造とする。

(5) 軸 受

- 1) 回転部重量及び水カスラストは、原動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐える構造とする。

(6) フランジ

- 1) 接続フランジ寸法は、JISB2239(10K)に準ずるものとする。

(7) 駆動装置

- 1) ポンプに使用する原動機は、乾式水中形誘導電動機とする。

1-6 使用材料

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) ケーシング | : FC200 以上 |
| (2) 羽 根 車 | : ステンレス鋳鋼(SCS13) |
| (3) 主 軸 | : 13Cr ステンレス鋼 |

1-7 付属品類

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 水中ケーブル(20m) | 1 式 |
| (2) 吊上げ用チェーン(SUS304) | 1 式 |
| (3) 着脱装置(FC200 以上) | 2 台 |
| (4) ガイドホルダー | 1 式 |
| (5) 浸水検知器 | 1 式 |
| (6) サーマルプロテクタ
又はミニチュアプロテクタ | 1 式 ※ |
| (7) ベルマウス(SUS304) | 1 式 |
| (8) アンカーボルト・ナット(SUS304) | 1 式 |
| (9) 予旋回槽(FRP) | 1 組 |
| (10) マンホール蓋開閉金具 | 1 式 |
| (11) ポンプチェーン引上金具 | 1 式 |
| (12) その他必要品 | 1 式 |

※ポンプメーカー標準装備していない場合は、省略できる。

第 2 節 逆止弁

2-1 使用目的

本弁はポンプが停止時に流水の逆流を防止するためのものである。

2-2 仕 様

項 目	仕 様	備 考
型 式	ボール式逆止弁	
口 径	φ 65mm	
台 数	2 個	

2-3 構造概要

逆止弁はポンプ停止時の逆流を防止するもので、作動確実にして且つ耐久性の有するものとする。

2-4 設計条件

強い衝撃に耐える堅牢な構造とし、開閉動作が円滑に行えるものとする。

2-5 各部構造

本弁は、両フランジ形ボール式構造とし、ケーシングはステンレス製とし、ボール弁体はゴム製とする。

2-6 使用材料

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) ケーシング | : SUS304 又は SCS13 |
| (2) 弁 体 | : ゴム製 |

第 3 節 仕切弁

3-1 使用目的

本弁はポンプ又は逆止弁のメンテナンスのための止水をするものである。

3-2 仕 様

項 目	仕 様	備 考
型 式	ボール式仕切弁	
口 径	φ 65 mm	
台 数	2 個	

3-3 構造概要

仕切弁は立上がり管の止水をするもので、作動確実にして且つ耐久性の有するものとする。

3-4 設計条件

開閉動作が円滑に行え、閉鎖時には漏水のない十分な機能を有するものとする。

3-5 各部構造

本弁は、両フランジ形ボール式構造とし、ケーシング及び、弁体はステンレス製とする。

3-6 使用材料

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) ケーシング | : SUS304 又は SCS13 |
| (2) 弁 体 | : SUS304 又は SCS13 |

第 4 節 吐出管

4-1 使用目的

吐出管はポンプによって吸上げられた汚水を圧送管に送る配管である。

4-2 仕 様

項 目	仕 様	備 考
マンホール内	65A SUS304TP Sch20S	既設 PE 管と異種管 継手で接続
	80A SUS304TP Sch20S	

4-3 構造概要

必要箇所には空気抜き弁を設け、空気溜まりのない構造とする。

4-4 設計条件

ステンレス鋼管はフランジ継手とする。

4-5 付属品

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) ボルト・ナット(SUS304) | 1 式 |
| (2) パッキン(CR) | 1 式 |
| (3) 空気抜き弁(SUS,SCS) | 2 個 |
| (4) その他必要品 | 1 式 |

第 5 節 ポンプ制御盤

5-1 使用目的

ポンプの運転制御及び運転状況の通報を行うものである。

5-2 仕 様

項 目	仕 様	備 考
型 式	屋外自立型(ステンレス製)	遮へい板付
概略寸法	900W×2000H×600D	
数 量	1 面	

5-3 主要取付機器

(1) 電 流 計	1 式
(2) 水 位 表 示 計	1 式
(3) 配線用遮断器	1 式
(4) 漏 電 遮 断 器	1 式
(5) 3 E リ レ ー	1 式
(6) 監視通報装置	
やくも水神(バッテリー内蔵式)	1 式
(7) ス イ ッ チ 類	1 式
(8) スペースヒーター	1 個
(9) 換 気 扇	1 個
(10) 表 示 灯	1 式
(11) 回 数 計	1 式
(12) 時 間 計	1 式
(13) 水位計変換器	1 式(取付スペース)
(14) 発電機接続端子	1 式
(15) その他必要品	1 式

5-4 付属品類

標準付属品	1 式
発電機接続ケーブル(2PNCT3.5sq-4C 相当、圧着端子:丸形)	15 m

5-5 監視通報信号

監視通報装置に入力する信号は以下のとおりとする。

入力方法	種 類	内 容
デ ジ タ ル 信 号	状態信号	1 号ポンプ運転
		2 号ポンプ運転
		手動選択 ※手動運転警告ランプに連動
	警報信号	1 号ポンプ軽故障
		2 号ポンプ軽故障
		1 号ポンプ重故障
		2 号ポンプ重故障
		停電
		異常高水位
		水位計故障
		制御計装電源異常
		フロート回路停電
		フロート回路漏電
		フロート異常高水位
アナログ 信号	状態信号	マンホール水位

第 6 節 引込計器盤

6-1 仕 様

項 目	仕 様	備 考
型 式	屋外装柱型(ステンレス製)	
概略寸法	500W×830H×200D	
数 量	1 面	

6-2 主要取付機器

- | | |
|------------|-----|
| (1) 配線用遮断器 | 1 式 |
| (2) 内部遮へい板 | 1 式 |
| (3) その他必要品 | 1 式 |

第 7 節 水位計

7-1 投込圧力式(下水防泥型)

(1) 仕 様

項 目	仕 様	備 考
型 式	投込圧力式(下水防泥型)	
電 源	200V×60Hz	
警報設定出力	4 点以上	
出 力 信 号	1～5V 又は 4～20mA	
主 要 部 材	SUS304 又は SUS316	
専用ケーブル	25 m	
数 量	1 式	

(2) 付属品類

- | | |
|-------------------|-----|
| 水位計変換器(ポンプ制御盤に取付) | 1 式 |
| 吊り下げチェーン(SUS304) | 1 式 |

7-2 フロートスイッチ

項 目	仕 様	備 考
形 式	フロートスイッチ	
主 要 部 材	PVC、PP 又は ABS 樹脂	
専用ケーブル	20 m	
数 量	2 個	

第 8 節 鋼製加工品

番号	名称	主寸法	材質	数量	備考
1	流入バッフル(1)	図面による	SUS304	1	
2	流入バッフル(2)	図面による	SUS304	1	
3	ガイドパイプ サポート	図面による	SUS304	1	
4	ガイドパイプ サポートブラケット(1)	図面による	SUS304	1	
5	ガイドパイプ サポートブラケット(2)	図面による	SUS304	1	
6	配管サポート	図面による	SUS304	1	
7	ガイドパイプ	図面による	SUS304-TP	1 式	
8	水位計吊金具	図面による	SUS304	2	
9	引込柱 (鋼管柱)	図面による	STK400,SS400 (溶融亜鉛メッキ)	1	
10	制御盤架台	図面による	SS400 (溶融亜鉛メッキ)	1	

第 3 章 輸 送

第 1 節 輸 送

本設備に伴う各種機器の輸送と保管は間違いのないよう行うものとする。
輸送は据付作業及び道路状態を確認し、厳重に荷造りした上、変形・破損の起こらないように行うものとする。

第 2 節 輸送方法

各種機器の現地搬入に関しては工場検査合格後とし、予め輸送の順序・方法について監督員の承諾を得なければならない。

第 3 節 荷受け・保管

据付現場における荷受けと保管についての責任は受注者が負うものとする。

第 4 章 機器据付工事

第 1 節 概 要

- (1) 本設備が十分に機能を発揮し、その目的の外水の遮断及び内水の排除が支障なく行えるように図面及び仕様書に従って設備機器一切の据付を行うものとする。
- (2) 機器一切の据付にあたっては、工事工程表に基づいて行うのは勿論のこと、監督員の指示に従わなければならない。
- (3) 据付にあたっては、必ずそれぞれの担当技術者による指導のもと作業を行う。
- (4) 機器据付時には精密な芯出しを行い、モルタル充填後十分な経過時間を取り本締めを行う。
- (5) 現場据付の着手に先立ち官公署等の諸手続を完了し、承諾及び許可を受けた後着工するものとする。
- (6) 現場据付工事には、業務に熟練する現場責任者を常駐させ、監督員の監督指導のもとに作業を行うものとする。
- (7) 工事に際して建築物に損害を与えないようにするのは勿論、万一損傷した場合には監督員の指示に従い、受注者の負担により復旧する。
- (8) 工事の都合上、既設物の一部の取り壊しの必要が生じた場合は予め監督員の承認を得て行うものとし、工事完了後は受注者の負担で監督員の指示により速やかに原形に復旧するものとする。

第 2 節 芯出し調整・水平・垂直

マンホール内のステップとマンホールのセンターを基準にし、正確に芯出しを行うこと。

第 5 章 塗 装

第 1 節 総 則

1-1 適用範囲

鋳鉄・鉄鋼材料(FC、SS 材等)からなる部品とし、非鉄金属(BC、Cu、Al 等)・ステンレス鋼材・非鉄金属材料からなる部品及び、鋳鉄・鉄鋼材部品でも精密加工を施した部品には適用しない。

1-2 塗 料

- (1) 塗料は、JIS に適合した規格品またはこれと同等以上の製品とする。この場合、主な塗料については、製造業者・製品名等予め監督員の承諾を得るものとする。
- (2) 塗装は、塗装面の汚れ・油類等を除去し、清浄で十分な乾燥状態の時に施工するものとする。
- (3) 工場は「エアーレス」または「はけ塗」、現場は「はけ塗」塗装とし、塗り残し・気泡等むらのないよう注意し全面をできるだけ均一な厚さに塗り上げる。
- (4) 原則として、コンクリート埋設及び打設部分は塗装しないものとする。

第 2 節 塗装基準

機器の塗装は機械設備工事一般仕様書及び電気設備工事一般仕様書(日本下水道事業団)を遵守し、下記の通りとする。

(1)水中ポンプ

塗 装 系	施 工 場 所	工 程	塗 料 名	塗装膜厚 (μ m)	塗 装 間 隔 夏(30℃) 冬(5℃)
エ ポ キ シ 系	水 中 部	第 1 層(下塗)	ジンクリッチペイント(有機)	75	1D~6M
		第 2 層(下塗)	エポキシ樹脂塗料水中部用)	100	1D~7D, 2D~7D
		第 3 層(中塗)	エポキシ樹脂塗料水中部用)	100	1D~7D, 2D~7D
		第 4 層(上塗)	エポキシ樹脂塗料水中部用)	100	

D:日 M:月

(2)ポンプ制御盤

施 工 箇 所	塗 料 名	塗 装 色	塗装膜厚 (μ m)
盤表面、盤内面、チャンネルベース	ポリウレタン樹脂又はエポキシ樹脂(全つや仕上げ)	マンセル記号 5Y7/1	40
内部パネル	メラミン樹脂焼付塗装(半つや仕上げ)		

第 6 章 複合工事

第 1 節 埋戻材（真砂土）

- (1) 購入する真砂土は、採取場所、砕石（採取）業者、試験業者、試験日を明記した試験結果報告書を提出すること。
- (2) 購入する真砂土の積算にあたっては、真砂土に要する費用が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き真砂土に要する費用（単価）は変更しない。
- (3) (2)により使用することとしている真砂土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合には、設計図書の内容について協議すること。
- (4) 工事完了時には、計量伝票等を提出すること。

第 2 節 建設発生土

- (1) 本工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラントに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラントを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表（広島県）に掲載されている建設発生土リサイクルプラントへの搬出が困難となった場合は協議するものとする。
- (2) 搬出先においては、処分状況が確認できるよう、写真撮影を行なうとともに、計量伝票等を監督員に提出すること。

第 3 節 特定建設資材廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊等）

- (1) 特定建設資材廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
- (2) 特定建設資材廃棄物は、広島県（環境局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ搬出し再資源化しなければならない。
- (3) 搬出先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行なうとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行うこと。
- (4) 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県（環境局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第 4 節 別紙「施工条件表」にて該当する項目を遵守すること。

第 7 章 検査及び試験

第 1 節 一般事項

1. 各機器の試験結果は、試験・検査成績表として完成図書に添付する。
2. 検査並びに試験は、監督員が立ち会いのもとに行うことを原則とするが、材料及び部品等については規格証明書のある場合はこの限りでない。
3. 検査は下記事項について行うものとする。

第 2 節 部品検査

主要部品については、JIS規格に基づく検査を行うものとする。

第 3 節 工場検査及び試験

1. 外観検査
2. 寸法検査
3. シーケンス検査
4. 塗装検査

第 4 節 完成検査及び試験

1. 機器据付外観検査
2. 機器動作試験及び調整
3. その他機器の機能検査

特記仕様書（共通事項）

第1章 総則

第1節 適用

1. 本特記仕様書は、坪生第12マンホールポンプ設備工事に適用する。

第2節 留意事項

1. 本特記仕様書に記載のない事項については、「福山市工事請負契約約款（契約書を含む）」、「設計図書（別冊図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を用いる）」、「福山市上下水道局建設工事施行規程」、「福山市上下水道局工事検査技術基準」、「福山市下水道構造標準図」、「下水道土木工事共通仕様書(案)-2021年版-〔(公社)日本下水道協会〕」、「広島県土木工事共通仕様書（令和7年8月）」、その他関係規則によるものとする。
2. 施工にあたり、日本国の関係諸法令、諸官公庁の通達、施工に関する協定事項等を遵守し、諸官公署への届出及び許可等の手続きを速やかに行ない、監督員に報告すること。
3. 施工にあたり、必要な事項及び固有の条件等は、この特記仕様書によるもののほか、別紙、施工条件表のとおりとする。なお、施工条件に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。
4. 契約約款第3条に基づき、契約締結後14日以内に工程表を作成し、提出すること。
5. 着工前に地元関係者と本工事の施工方法等について、十分に打合せ等を行い理解を得て円滑に工事が完成するよう努めること。
6. 工事開始日以降40日以内に着手すること。
7. 本工事は、法定外の労災保険契約の保険料を見込んでいる。

第3節 事業損失防止

1. 施工に伴い通常避けることができない地盤沈下、振動等を原因として生じた、建物等の損害等の補償に関しては、「福山市上下水道局建設工事損失補償事務特記仕様書」によるものとする。
2. 発注者が近接する建物等の調査を実施する場合は、受注者は発注者の行う調査の範囲を把握し、近接する区間の施工には、細心の注意を払って施工すること。
3. 発注者が調査を実施しない建物等について、受注者は必要に応じて事前に建物等の調査を実施すること。なお、調査箇所等を変更をする必要がある場合は、別途、協議すること。
4. 事業損失が発生する可能性があるときは、監督員と協議すること。

第4節 主任（監理）技術者の配置等

1. 主任（監理）技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される技術者の専任期間については、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。なお、工期の終期が到来する前に工事完成検査が終了した場合の配置期間は、引渡しを受けた日までとする。

①契約書上の工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任（監理）技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

④工事完成後、検査が終了し、事務手続きなどの残務があり、引渡しを受けるまでの期間

2. 主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任（監理）技術者の変更ができるものとする。

①技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護による就業不能、または退職等の真にやむを得ない理由により交代が必要と認められるとき

②受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき

③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

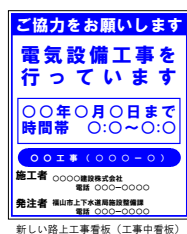
第2章 施工

第1節 安全対策

1. 片側交互通行及び通行止め等の交通制限を行う場合は、関係官公署の許可条件を遵守し、安全かつ円滑な交通を確保して事故発生のないように努めること。
2. 作業現場、作業用地内の整理整頓に留意して必要な安全施設の設置等を行い、関係者以外の立入りを禁止して危険防止に努めること。
3. 路面の補修及び転落防止対策に努めるなど、交通及び保安上の十分な措置を講じること。
4. 作業時間外（夜間等）に交通制限を行う場合は、その範囲を最小限とし夜間の保安施設は注意灯、回転灯及び防護柵等を設置して十分に配慮すること。
5. 施工に伴い事故が発生した場合は、迅速に所要の措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、並びに事故による被害の内容等について、速やかに「事故等速報」等により、監督員に報告すること。

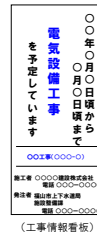
第2節 現道工事における保安施設

1. 保安施設は、「広島県土木工事共通仕様書」による現道工事における保安施設設置図（案）及び保安施設設置基準を基本とし、現場条件等に応じ適切に実施すること。ただし、「工事表示板」及び「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとすること。なお、この標準様式によらない場合は、監督員と協議すること。
2. 保安施設のうち工事情報看板的設置時期については、工事現場周辺の住民及び道路利用者等に十分周知の図れるよう事前に設置すること。また、その他の保安施設の設置時期は、現場着手にあわせて適切な時期に設置すること。
3. 作業休止中（休日等）で通行に支障のない場合は、作業のないことの周知が図れるように標識等を撤去またはシート等でかくす等、措置すること。
4. 施工に伴い止むを得ず路面に段差が生じた状態で交通開放する場合は、通行者に周知が図れるよう警戒看板等を設置するとともに、通行者の安全に十分配慮すること。
5. 台風等により暴風雨等が予測される場合は、保安施設（工事看板等）が頑丈に固定されていることを確認するとともに、設置場所等の状況によっては、一時撤去し、飛散しないように最善の策を講ずること。
6. 「工事表示板」、「工事情報看板」、「工事説明看板」、「まわり道案内表示板」の標準様式については、次のとおりとする。なお、看板の寸法は、現場条件等に応じて適切な大きさとすること。



新しい路上工事看板（工事中看板）

- 何の工事を何の目的で実施しているかをわかりやすく示す「**工事内容**」を表示します
- 「**工事期間**」は、一目でわかるように、終了日のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調します
- 工事内容を簡潔に説明した「**工事説明**」を表示します



（工事情報看板）



（工事説明看板）



第3節 交通誘導警備員

1. 交通誘導警備員を配置するにあたって、安全かつ円滑な交通が確保できるよう状況を十分に把握し、現場条件に応じた適正人員の確保及び配置を行うこと。また、交通誘導警備員に対して、現場条件に関する教育等を行うこと。
2. 受注者は工事現場の交通状況を十分に把握し、交通誘導警備員の休養、休憩時間において交通誘導警備員が必要な場合は、監督員と協議を行って交替要員を配置するものとし、必要と認められる場合は契約変更できるものとする。
3. 交通誘導警備員の積上げ人数は、交通誘導の対象となる施工量に対し、作業日当日標準作業量から必要人数を見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、施工実績等による交通誘導警備員の積み上げ人数の増員に対する変更は行わない。また、工事実績の交通誘導警備員が減った場合は、実績数量により変更を行なう。ただし、交通誘導警備員の対象となる施工量に増減等が生じた場合はこの限りでない。
4. 交通誘導警備員とは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4項に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員をいう。
5. 交通誘導警備員Bとは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するものをいう。
6. 「警備員等の検定等に関する規則」により、広島県公安委員会から認定告示（2020年10月1日広島県公安委員会告示第73号）のあった路線に係る交通誘導を実施する場合については、交通誘導警備員Aを誘導日あたり1名以上配置すること。

第4節 現場管理

1. 土留工の施工は、地盤変動に留意して適切に設置撤去すること。また、設置撤去の不良により地下埋設物、通行者及び隣接物等に損害を与えた場合は、受注者の責任により速やかに対処すること。
2. 埋戻工の施工は、十分な締固めを行うこと。また、埋戻し及び締固めの不良により地下埋設物、通行者及び隣接物等に損害を与えた場合は、受注者の責任により速やかに対処すること。
3. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解し、工事現場及び現場周辺の状況に留意して施工すること。
4. 施工に伴い通常避けることができない損害等の発生が予想されるときは、速やかに監督員に協議すること。
5. 小黒板情報電子化対応ソフトウェアを使用する場合は、「土木工事共通仕様書（広島版）」に従い、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで、使用する機器・ソフトウェア等について工事着手までに提出すること。また、工事完成時に小黒板情報の電子的記入を行った写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出すること。

第5節 地下埋設物

1. 工事着手前には、地下埋設物及び地下構造物の調査を行うとともに、当該管理者に立会を求めてその位置を確認し、管理者の指示を遵守して埋設物及び構造物に損害を与えないよう注意して施工すること。
2. 必要に応じて試掘を実施し、その位置を確認すること。また、当該管理者との協議及び試掘の結果を発注者へ提出すること。

第6節 環境対策

1. 施工に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等について、関係法令及び仕様書の規定を遵守の上、周辺地域の環境保全に努めるものとする。また、施工計画及び工事実施の各段階において十分検討して必要な措置を講じること。
2. 受注者は、大気汚染防止法に基づき本工事が特定工事に該当するかについて、事前調査（設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査等）を行いその結果を監督員に説明し、事前調査結果（受注者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果等）を現場の公衆に見やすい場所に掲示すること。なお、掲示物の大きさは長さ42.0cm以上、幅29.7cm以上（A3用紙以上、縦長横長問わず）とする。また、監督員への説明書面の写し、及び事前調査の記録は、工事完了後3年間保存すること。
3. 資機材等の運搬にあたっては、運搬経路及び作業時間帯に留意すること。
4. 施工方法、建設機械の騒音及び振動の大きさ、発生実態、発生機構等について十分理解して、工事現場及び現場周辺の状況に留意すること。
5. 広島県土木工事共通仕様書（令和7年8月）『1-1-1-34 環境対策』で使用を義務付けている排出ガス対策型建設機械においては、第3次基準値以上の建設機械の使用に努めること。なお、使用する排出ガス対策型建設機械について、基準値による設計変更は行わない。

第7節 工事用地

1. 本工事に必要な現場事務所及び資材置場等の用地は、全て受注者の責任と負担において確保すること。

第8節 情報共有システムの利用

1. 情報共有システムとは、業務の効率化を図り、受発注者間の情報を電子的に交換・共有するものであり、本工事が対象であるかは施工条件表を参照すること。
2. 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム <http://www.hdobokuk.or.jp/koujijiyohoushisutemu2.html>
3. 受注者は、情報共有システムの利用対象としないことを希望する場合は、契約後すみやかに発注者にその旨を協議し、承諾を得ること。
4. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、（一社）広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。
5. 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、「情報共有システム利用手引(土木工事)」に基づき運用すること。

第3章 建設副産物

第1節 特定建設資材廃棄物（アスファルト塊、コンクリート塊等）

1. 特定建設資材廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、適正に処理しなければならない。
2. 特定建設資材廃棄物は、広島県及び廃棄物処理法政令市が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設へ搬出し再資源化しなければならない。
3. 搬出先においては、許可看板と処分状況が確認できるよう、写真撮影を行なうとともに、伝票等を提出すること。また、必要に応じて現地確認、立入り調査等を行なうこと。
4. 再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、広島県及び廃棄物処理法政令市が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第2節 産業廃棄物の場外保管

1. 本工事により発生する産業廃棄物を事業場の外（建設工事現場以外の場所）において300m²以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

第3節 再生資源利用計画

1. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

第4章 熱中症対策

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

1. 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日間、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日及び振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
2. 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温又は最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。
3. 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、本工事において、上記地上観測所及び観測地点は、「福山」とすることを標準とする。
4. 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督員に提出すること。
5. 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督員と協議するものとする。
6. 積算方法は次のとおりとする。
 - （1）補正方法
ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。ただし、現場管理費率の補正は、「積算寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本通知の補正値を合計し、2%を上限とする。
イ 真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期
ウ 補正値（％）＝真夏日率×1.2
（2）補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
7. 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることが出来る。
8. 検査員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

第5章 その他

1. 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、疑義が生じた場合は、その都度、速やかに監督員と協議を行なうこと。

施 工 条 件 表

対象工事名 : 坪生第12マンホールポンプ設備工事

項目	事 項	該 当		内 容						
① 計 画 準 備 関 係	施工計画書等の提出	●	あ り	○	な し	現場着手に先立ち、「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書・同標準図」に基づき機器製作計画書及び現場施工計画書を作成し、本工事（試掘等を含む）着手日前までに、監督員に提出し受理されること。				
		●	あ り	○	な し	現場着手に先立ち、「機械設備工事一般仕様書」「電気設備工事一般仕様書・同標準図」に基づき機器製作対比表及び主要資材承認書を作成し、監督員の確認を得ること。				
	変更図面の作成	●	あ り	○	な し	設計図書に基づき現地の調査等を行い、現地の状況について照査する。変更が生じた場合は、変更図面を作成し、変更理由と共に監督職員に提出し協議すること。				
	取付ますの設置	○	あ り	●	な し	取付ますを設置できる権利がある関係者に対し、あらかじめ取付管及び取付ますの設置に関して十分に説明し、設置の有無及び設置場所の確認等を行い、「取付管及び取付ます設置確認書」を取得し、施工すること。また、取付ますの深さについても、十分検討すること。 なお、取得した「取付管及び取付ます設置確認書」は、完成図書とあわせて提出すること。				
	誓約書の提出	●	あ り	○	な し	試験掘りに先立ち、水道管、ガス管、その他の地下埋設物に対し、施工による不測の事態に対処するため、各管理者に誓約書を提出すること。また、その誓約書の写しを提出すること。 なお、福山市上下水道局管路維持課に提出する誓約書には、福山市上下水道局指定の配水本管工事施工資格業者を誓約業者として指定すること。				
	協議	●	あ り	○	な し	次のとおり、関係機関及び地域住民等との協議を行うこと。				
						関係機関	事項	協議の内容		備考
						関係機関	関係法令	関係法令に対する、届出、許可など		
						その他	施工方法等	地元関係者（土木常設員、町内会役員、水利役員）、その他関係者への説明		
段階確認	●	あ り	○	な し	施工の重要な段階において、監督員の段階確認を受け、適切に実施すること。 なお、段階確認の工種及び時期、箇所等については、監督員と事前に協議するものとし、施工計画書に記載すること。					
その他	○	あ り	●	な し	設計金額3，５００万円以上の工事は、原則として広島県工事中情報共有システムを利用する。					

1 / 6 ページ

項目	事 項	該 当		内 容						
② 工 程 関 係	工事期間	●	あ り	○	な し	工事期間は、次のとおりの期間の合計としている。また、本工事（試掘等を含む）着手までの準備期間とし60日間を、検査期間は14日間を見込んでいる。なお、この工事期間には、雨天、休日等（作業期間内の全土曜日及び日曜日、並びに休暇等）を含んでいる。				
						☒ 準備期間	☒ 本工事施工期間	☐ 建物等調査期間	☒ 変更協議期間	☒ 工場製作期間
	関連する別途工事	○	あ り	●	な し	☒ 後片付け期間	☒ 検査期間	☐ 水道管移設期間	☐ ガス管移設期間	☐
						本工事に関連して、次の工事が施工、施工予定とされているため、相互に連絡・調整等を密にし施工すること。				
						関連工事の名称	発注者名	予定期間	備考	
	制約条件	○	あ り	●	な し	施工時期、施工時間及び施工方法に制約条件があるため、次のとおり、適切な処置を行うこと。				
						場所	制約の要因	制約の内容		備考
その他	○	あ り	●	な し						
③ 用 地 関 係	借地	○	あ り	●	な し	次のとおり、借地を見込んでいる。				
						場所	目的	面積	使用後の処置	備考
	工事用地	○	あ り	●	な し	工事区間において、次のとおり、一部未処理用地がある。				
						場所	面積	協議内容	完了見込時期	備考
	学校用地での施工	○	あ り	●	な し	学校用地における各種施設について形質を変更した箇所については、受注者の責任において原形復旧すること。				

2 / 6 ページ

項目	事 項	該 当		内 容			
④ 周辺環境保全関係	建設公害の処置	●	あり	○	なし	騒音・振動・粉塵・その他の防止のため、次のとおり、適切な処置を行うこと。	
						項目	処理方法
						建設機械（全般）	排出ガス対策型の使用
							備考
	建物等の調査	○	あり	●	なし	一部の区間において、第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念されるため、次のとおり、発注者において近接する建物等の調査を実施する予定としている。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。	
						調査内容	調査項目
							数量
							備考
	井戸の調査及びその他の調査等	○	あり	●	なし	一部の区間において、第三者に何らかの影響をおよぼすことが懸念されるため、次のとおり、事前に井戸調査及びその他の調査等を実施し、調査結果（計量証明書等）を監督員に提出すること。 なお、調査箇所等を変更する必要がある場合は、別途、協議すること。	
						調査内容	調査項目
							数量
							備考
	六価クロム溶出試験の実施	○	あり	●	なし	次のとおり、「六価クロム溶出試験」を実施し、試験結果（計量証明書）を監督員に提出すること。 試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領による。 なお、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議すること。	
						場所	工種
						配合設計段階検体数	施工後段階検体数
							工法
	濁水・湧水の処理	○	あり	●	なし	施工に伴い発生する濁水・湧水は、水槽等の沈砂池により適切に処理し、排水すること。	
						合計	検体
	その他	○	あり	●	なし		

項目	事 項	該 当		内 容			
⑤ 安全対策関係	交通誘導警備員	●	あり	○	なし	交通誘導員については、次のとおり見込んでいる。	
						場所	配置人数
						工事施工箇所	4人
							配置期間
⑥ 埋戻関係	近接施工	○	あり	●	なし	重要施設に近接した施工となるため、次のとおり、適切に管理を行うこと。	
						場所	近接する施設
							条件
							備考
	作業時間内の埋戻復旧（管きょう工）	●	あり	○	なし	作業時間外は交通開放するため、掘削・埋戻は即日を実施すること。 また、作業時間内に埋戻し・仮復旧を完了させ、作業時間外は掘削に伴う開口部を残さないこと。 なお、不測の事態により、埋戻復旧ができない場合は、警察等の関係機関へ連絡し、監督員に報告すること。 掘削・埋戻・仮復旧に係る割増を見込んでいる。	
	掘削部の安全対策（分水室）	○	あり	●	なし	分水室の施工に係る掘削部について、道路管理者および警察等と協議し安全対策を実施すること。 その際に必要となる対策費用については、共通仮設費（率計上）以外について設計変更の対象とする。	
	処理土	○	あり	●	なし	処理土の購入先は、建設発生土リサイクルプラントを見込んでいる。	
	流用土（現場内流用）	○	あり	●	なし	埋戻土は、現場発生土の一部を流用することとしている。	
	流用土（他工事流用）	○	あり	●	なし	埋戻土は、次のとおり、他工事の発生土を流用する予定としている。 なお、止むを得ない事情により、これにより難い場合は、別途、協議すること。	
						他工事名	搬入場所
							搬入時期
							備考
	真砂土	●	あり	○	なし	管きょう工以外において、不足する埋戻土は、真砂土（購入）を使用すること。	
	品質管理	○	あり	●	なし	品質管理頻度	埋戻土量
							試験回数
							50～100m3未満
							100～500m3未満
	品質管理	○	あり	●	なし	品質管理頻度	500～1000m3未満
							1000m3以上
							3回以上
							試験方法
	品質管理	○	あり	●	なし	品質管理頻度	(次のいずれか)
							簡易貫入試験
							(土研式円すい貫入試験)
							市道 14回以上/10cm
	品質管理	○	あり	●	なし	品質管理頻度	県道 17回以上/10cm
							現場密度試験
							90%以上
							(複数回の場合異なる層、位置で実施)

項目	事 項	該 当		内 容					
⑦ 建設副産物関係	建設発生土	●	あり	○	なし	当該工事により発生する建設発生土は、広島県が公表する建設発生土処分先一覧表に記載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地（一時的に積）に搬出するものとする。			
	建設発生土 （他工事流用）	○	あり	●	なし	他工事流用の場合は、次の運搬先を見込んでいる。			
						工事名	搬出場所	搬出時期	備考
	建設汚泥（泥土）	○	あり	●	なし	建設汚泥（泥土）は、次の運搬先を見込んでいる。			
						種別	搬出場所	運搬距離	備考
	建設汚泥（泥水）	○	あり	●	なし	建設汚泥（泥水）は、次の運搬先を見込んでいる。			
						種別	搬出場所	運搬距離	備考
	特定建設資材の廃棄物	●	あり	○	なし	特定建設資材の廃棄物は、次の運搬先を見込んでいる。			
						種別	搬出場所	運搬距離	備考
						アスファルト殻	福山市大門町野々浜沖浦山482-1	約7km	
						コンクリート殻	福山市加茂町字北山992	約23km	
建設副産物情報 交換システム	●	あり	○	なし	建設副産物情報交換システムの登録対象工事である。				
広島県土砂の適正処理 に関する条例	○	あり	●	なし	「広島県の土砂の適正処理に関する条例」に係る届出及び許可の対象となる工事である。				
その他	○	あり	●	なし					

項目	事 項	該 当		内 容				
⑧ 仮設関係	土留	○ あ り	● な し	次のとおり、土留を見込んでいる。なお、開削工における建込土留については任意仮設とする。仮設方法は土質条件・現場条件および周辺環境を考慮し施工管理・出来形管理を行うこと。				
				場所	工法	土留種別	備考	
	仮設(土留)材料の残置	○ あ り	● な し	次のとおり、工事終了後も仮設（土留）材料を残置すること。				
				場所	仮設材料名	残置の形態	数量	備考
	仮設(土留)材料の賃料	○ あ り	● な し	本工事で使用する仮設鋼矢板及びH鋼杭は施工済であり、本工事における当該仮設材の賃料について以下のとおり計上している。				
				場所	規格	賃料計上開始日	数量	備考
	覆工材料の残置	○ あ り	● な し	別途工事で引き続いて使用するため、次のとおり、工事終了後も覆工材料を残置すること。				
				場所	仕様	数量	付属部材	備考
	水替	○ あ り	● な し	施工に伴う湧水について、水替ポンプにより排水することを見込んでいる。				
	仮設電力設備	○ あ り	● な し	次のとおり、仮設電力設備を見込んでいる。				
				場所	設備の種類			備考
				☐ 発動発電機	☐ 低圧受電	☐ 高圧受電		
				☐ 発動発電機	☐ 低圧受電	☐ 高圧受電		
				☐ 発動発電機	☐ 低圧受電	☐ 高圧受電		
	一般搬入道路	● あ り	○ な し	一般道路を搬入路として使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。				
				搬入道路	期間	時間	工事中・後の処置	備考
				全ての道路	工事期間	8時～17時	随時路面等の清掃、工事後舗装等の欠損部補修	処置は使用に伴い影響があった場合
	仮設進入口	○ あ り	● な し	仮設進入口を設置・使用するにあたり、次のとおり、適切に処置すること。				
				期間	安全施設	使用中の処置	使用後の処置	備考
その他	○ あ り	● な し						

位置図



設計年月：2026年6月

福山市上下水道局

2026年度

下水道事業

工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事
---------	-------------------

工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内
---------	-------------

図面番号	1	縮尺	図示
------	---	----	----

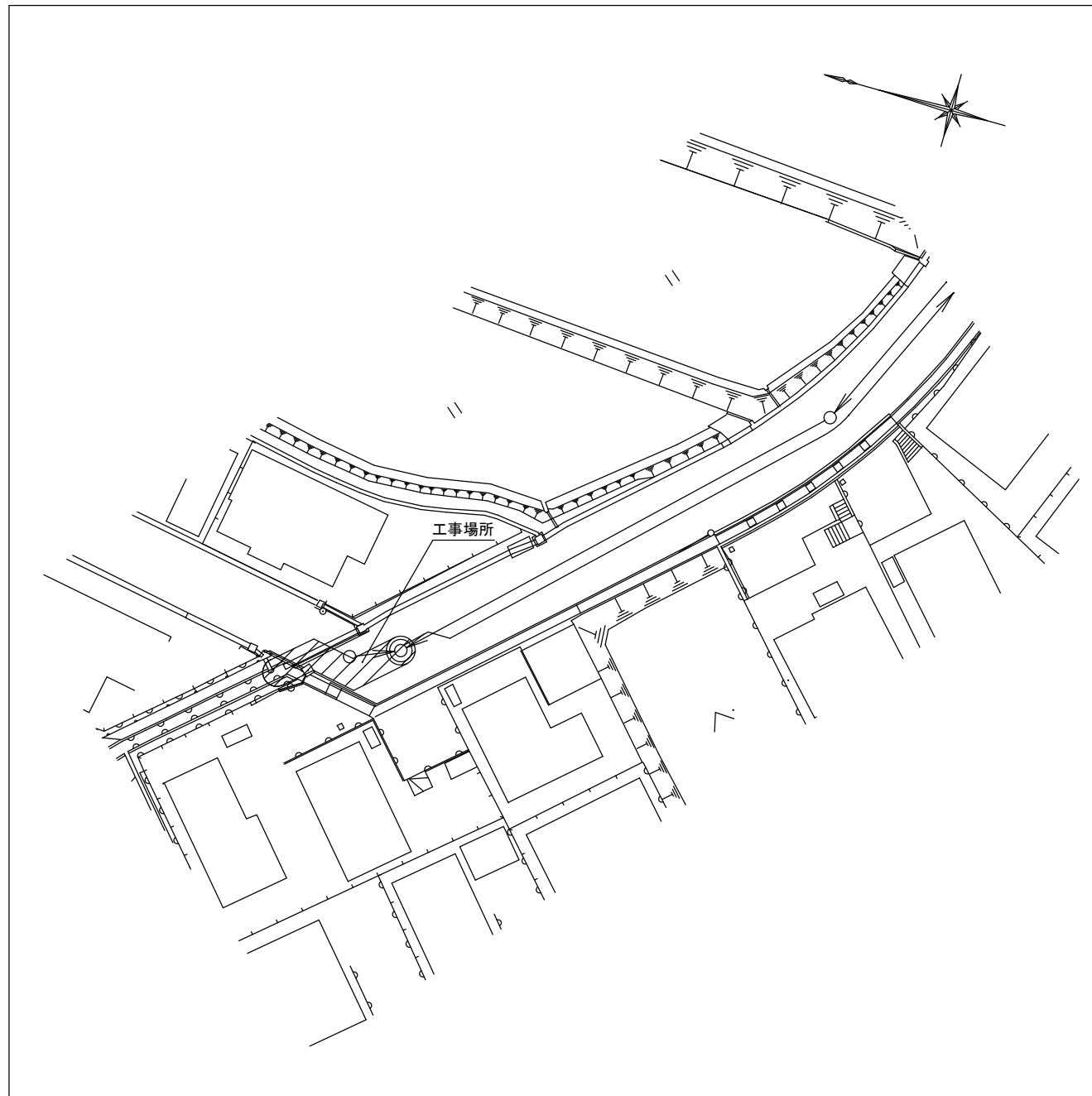
全体配置平面図

付 近 見 取 図

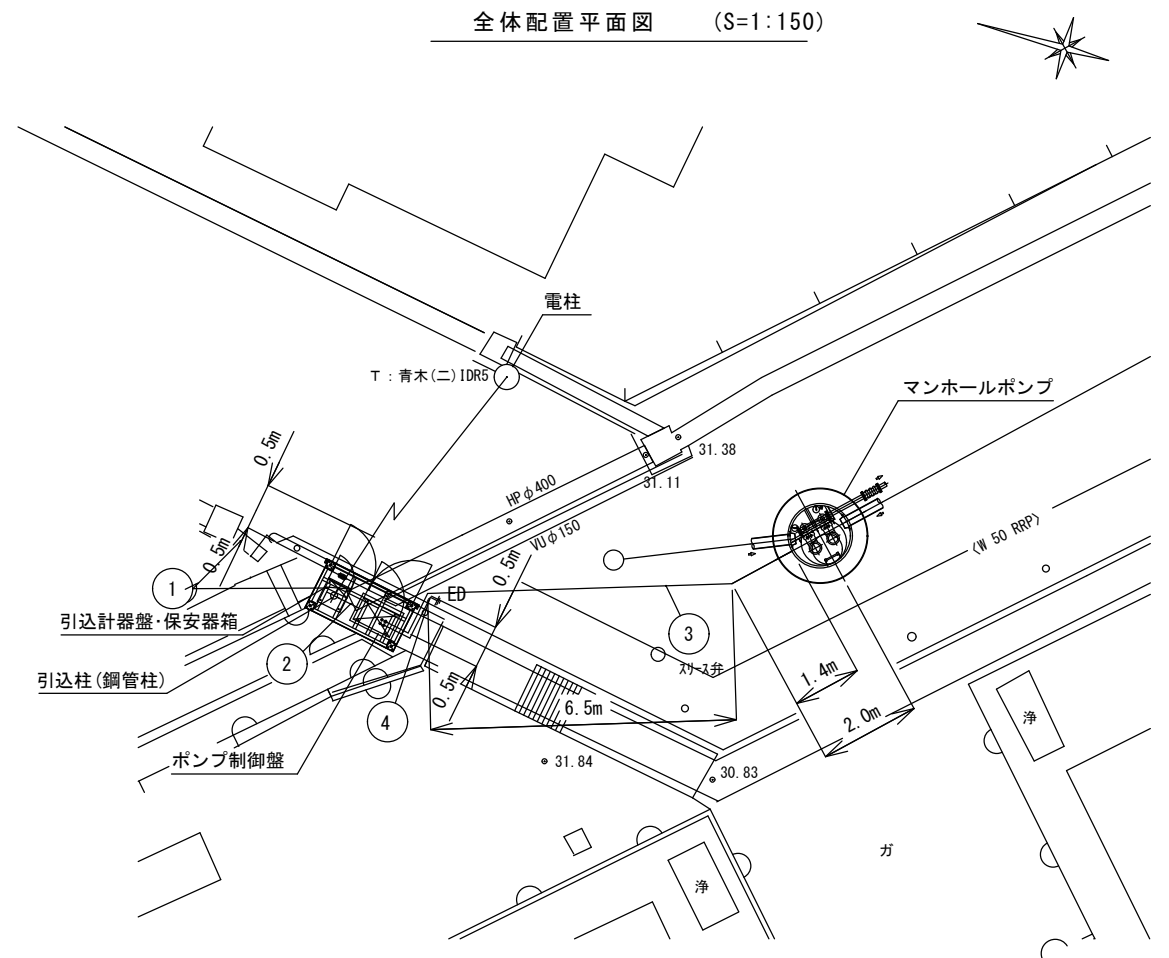
蔵王第2処理分区

(図示寸法は参考とする。
尚、詳細については承諾図にて決定する。)

付近見取図 (S=1:500)



全体配置平面図 (S=1:150)



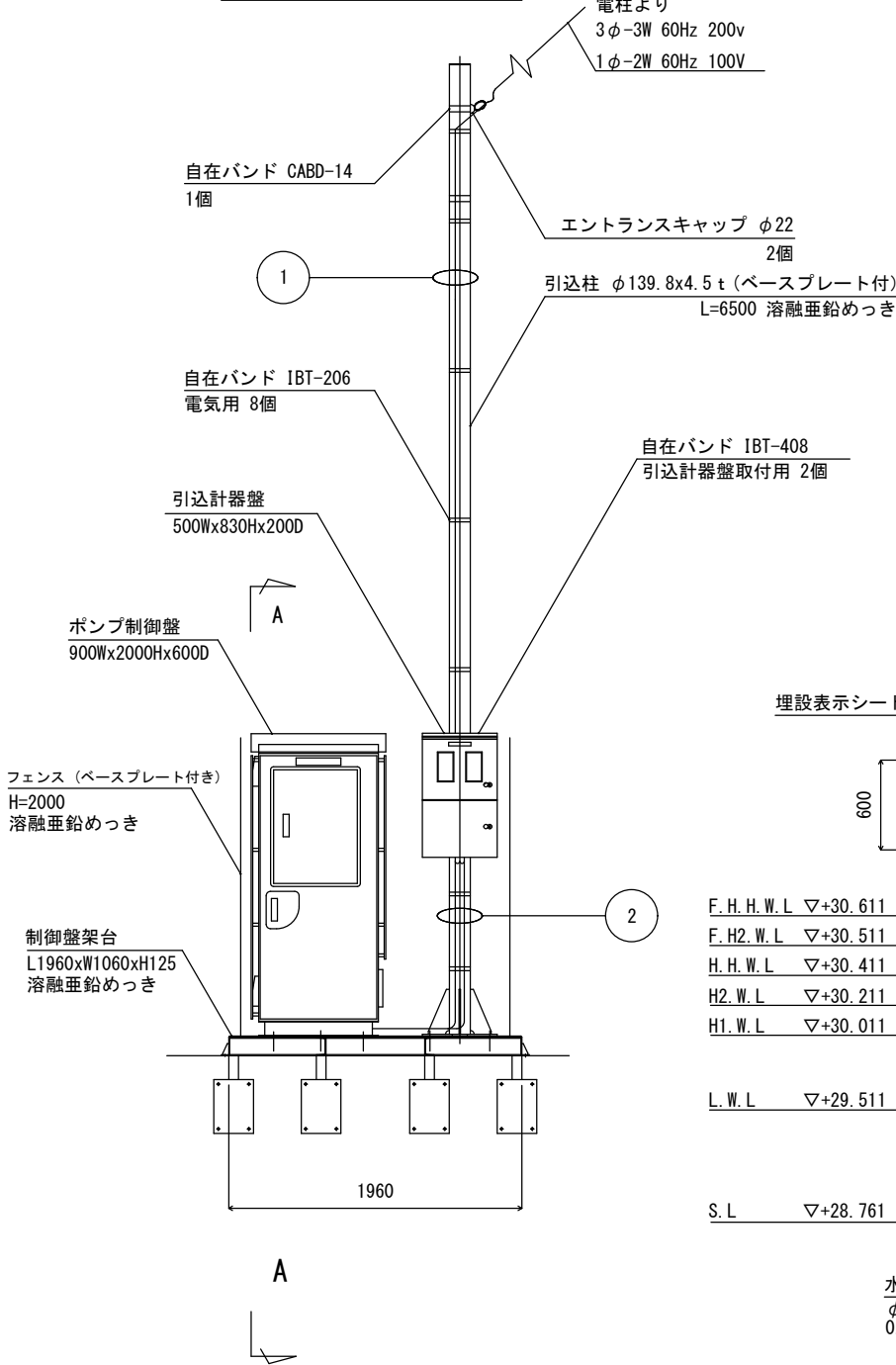
①	動力引込線	引込計器盤	EM-CE/F3.5□-3C	PE22, F2 #24
	電力引込線		EM-CE/F3.5□-2C	PE22, F2 #24
②	引込計器盤	ポンプ制御盤	EM-CE/F3.5□-3C	PE22
			EM-CE/F3.5□-2C	PE28
			EM-IE/F3.5□	
③	ポンプ制御盤	1号ポンプ	ポンプ専用ケーブル	PE36, FEP40
		2号ポンプ	ポンプ専用ケーブル	PE36, FEP40
		投込圧力式水位計	水位計専用ケーブル	PE36, FEP40
		フロートスイッチ	フロートスイッチ専用ケーブル	
④	ポンプ制御盤	D種接地	EM-IE/F3.5□	VE16

設計年月：2026年6月

福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	2	縮 尺	図 示
電 気 設 備 図			

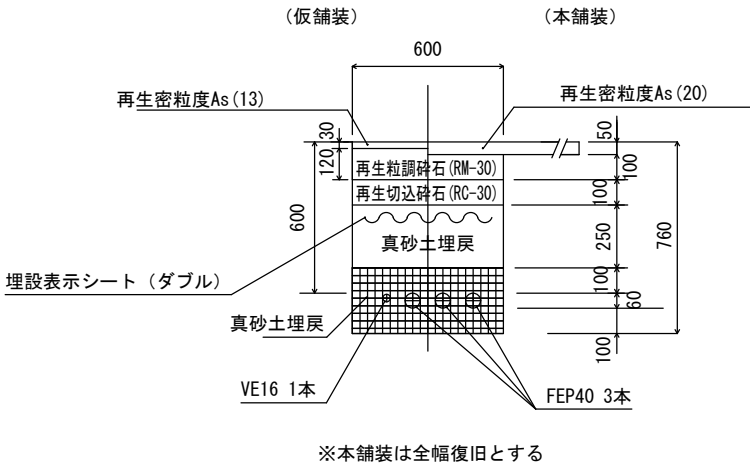
蔵王第2処理分区
(図示寸法は参考とする。
尚、詳細については承諾図にて決定する。)

正面図 (S=1:50)



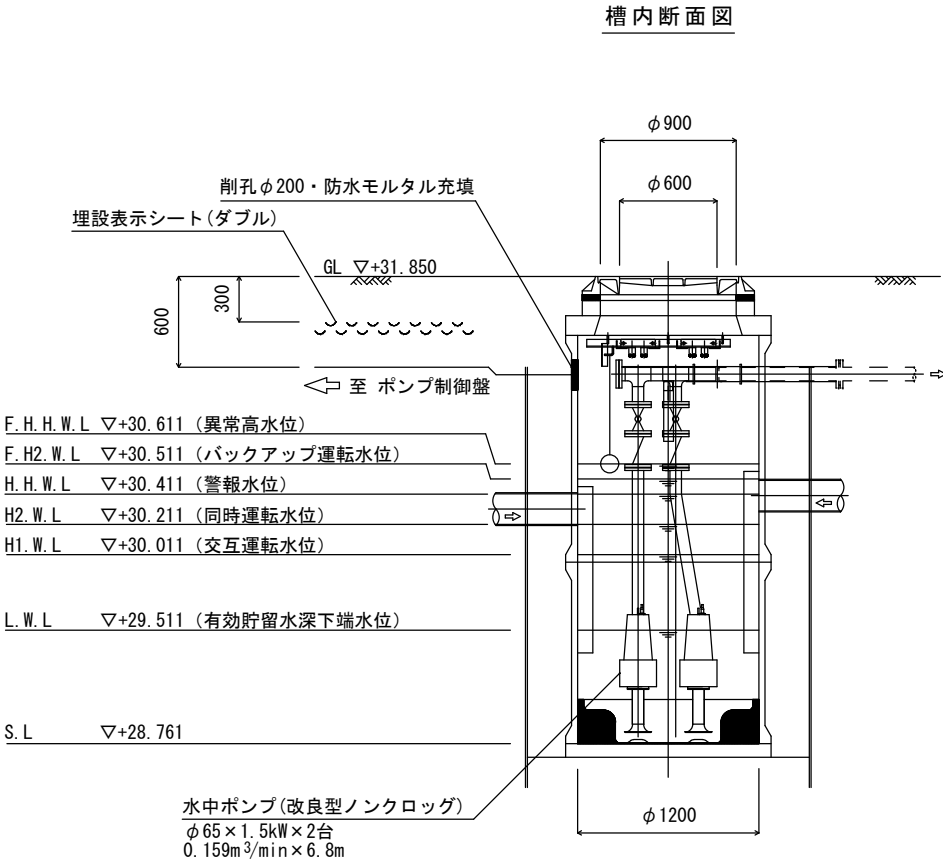
電気設備図

電線管理設断面図 (S=1:30)

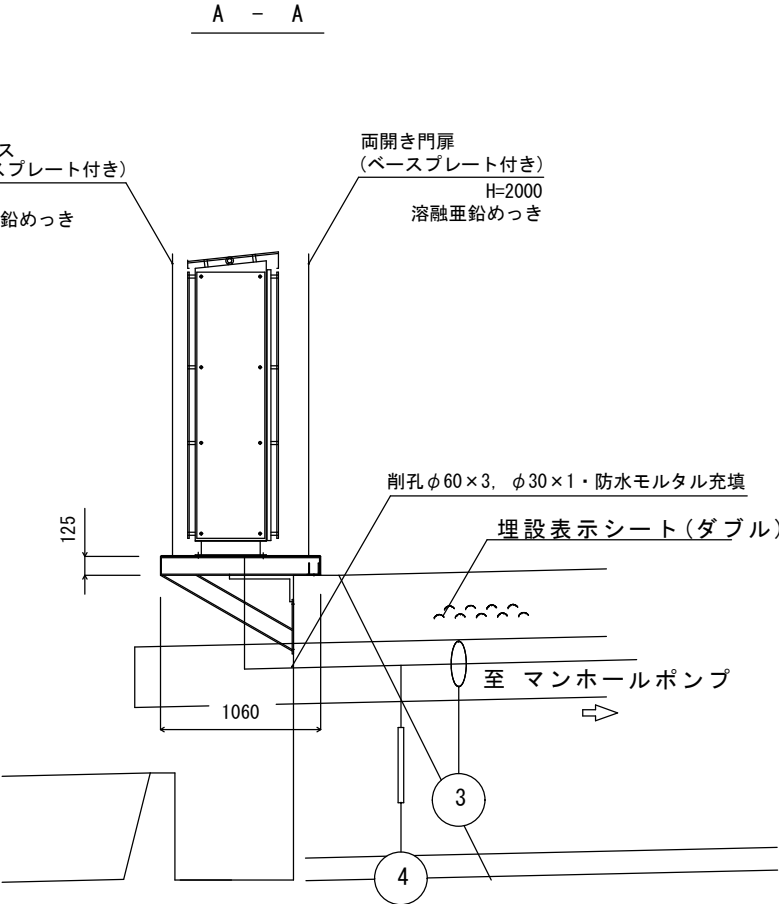


①	動力引込線	引込計器盤	EM-CE/F3.5□-3C	PE22, F ₂ #24
	電力引込線		EM-CE/F3.5□-2C	PE22, F ₂ #24
②	引込計器盤	ポンプ制御盤	EM-CE/F3.5□-3C	PE22
			EM-CE/F3.5□-2C	PE28
			EM-IE/F3.5□	
③	ポンプ制御盤	1号ポンプ	ポンプ専用ケーブル	PE36, FEP40
		2号ポンプ	ポンプ専用ケーブル	PE36, FEP40
		投込圧力式水位計	水位計専用ケーブル	PE36, FEP40
		フロートスイッチ	フロートスイッチ専用ケーブル	
④	ポンプ制御盤	D種接地	EM-IE/F3.5□	VE16

槽内断面図



A - A



設計年月：2026年6月

福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	3	縮 尺	図 示
引込計器盤外形図 ポンプ制御盤外形図・計器盤配置図			

蔵王第2処理分区

(図示寸法は参考とする。
尚、詳細については承諾図にて決定する。)

計器盤配置図

名称・銘板

ポンプ制御盤外形図 (S=1:20)

材質:SUS304
遮へい板付

自動通報フロー

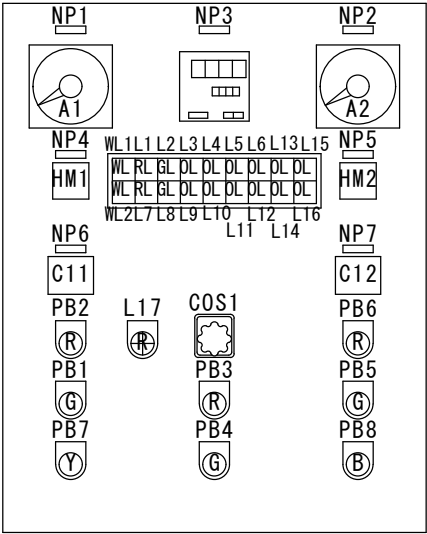
【デジタル入力】

1号ポンプ 運転
2号ポンプ 運転
手動選択※
1号ポンプ 重故障
1号ポンプ 軽故障
2号ポンプ 重故障
2号ポンプ 軽故障
停電
異常高水位
水位計故障
制御・計装電源異常
フロート回路停電
フロート回路漏電
フロート異常高水位

【アナログ入力】

マンホール水位

※手動運転警告ランプに連動

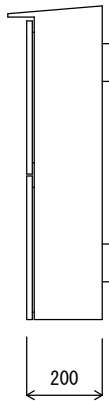
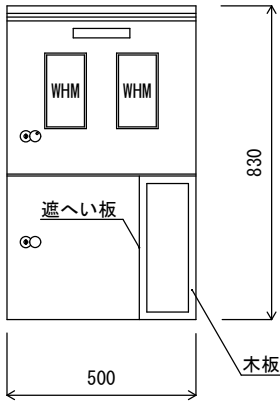


NP1	1号ポンプ電流計
NP2	2号ポンプ電流計
NP3	水位計
NP4	1号ポンプ時間計
NP5	2号ポンプ時間計
NP6	1号ポンプ回数計
NP7	2号ポンプ回数計
COS1	手動-切-自動交互 -自動1号優先-自動2号優先
PB1	1号ポンプ手動切
PB2	1号ポンプ手動入
PB3	自動運転 試験入
PB4	自動運転 試験切
PB5	2号ポンプ手動切
PB6	2号ポンプ手動入
PB7	ランプテスト
PB8	リセット
WL1	動力電源
WL2	電灯電源
L1	1号ポンプ運転
L2	1号ポンプ停止
L3	1号ポンプ漏電
L4	1号ポンプ過熱
L5	1号ポンプ浸水
L6	1号ポンプ3E
L7	2号ポンプ運転
L8	2号ポンプ停止
L9	2号ポンプ漏電
L10	2号ポンプ過熱
L11	2号ポンプ浸水
L12	2号ポンプ3E
L13	水位計故障
L14	制御・計装電源異常
L15	異常高水位
L16	フロート回路漏電
L17	手動運転

引込計器盤外形図

(S=1:20)

材質:SUS304



排気口フード
換気扇付

吸気口フード
フィルター付

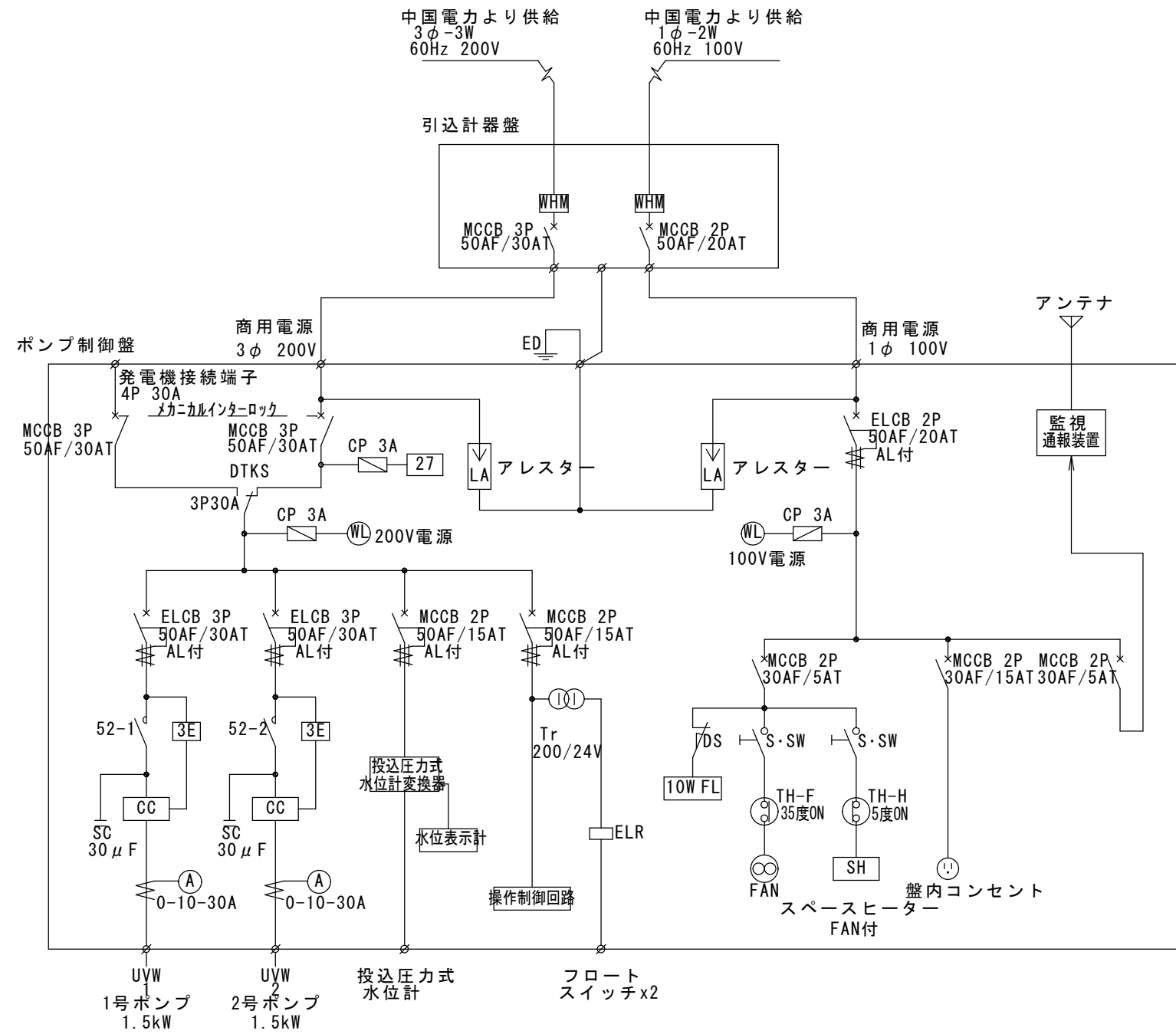
発電機端子引出口

設計年月：2026年6月

福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	4	縮 尺	-
ポンプ制御盤単線結線図			

ポンプ制御盤単線結線図

蔵王第2処理分区



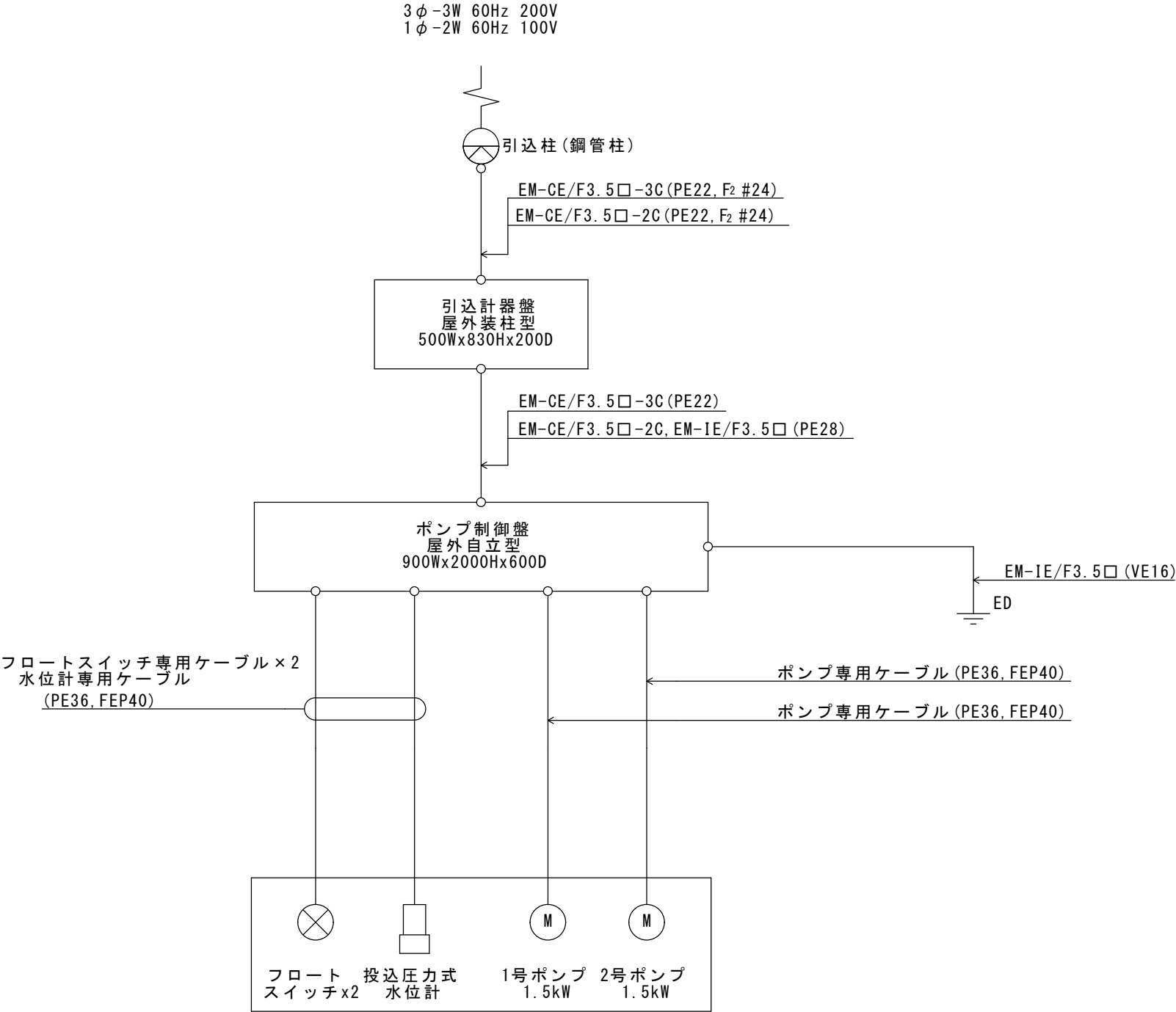
記号	名称
WHM	積算電力量計
MCCB	配線用ブレーカー
27	不足電圧継電器
DTKS	切替スイッチ
CP	サーキットプロテクター
LA	避雷器
ELCB	漏電用ブレーカー
WL	電源ランプ
A	電流計
3E	3Eリレー
CC	カレントコンバータ
SC	進相コンデンサ
FL	盤内灯
DS	ドアスイッチ
S・SW	スナップスイッチ
TH	サーモスイッチ
Tr	変圧器
ELR	漏電継電器

設計年月：2026年6月

福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	5	縮 尺	-
配線系統図			

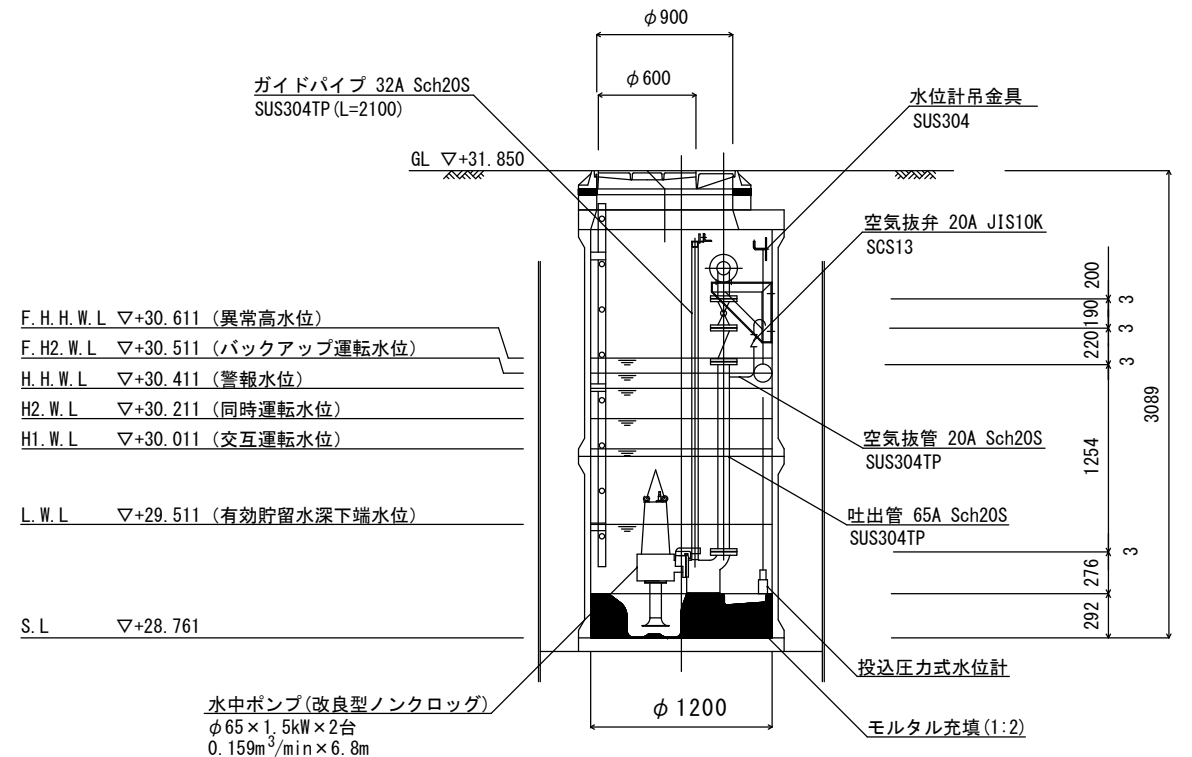
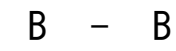
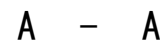
蔵王第2処理分区

配線系統図



福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	6	縮 尺	S=1:50
機 械 設 備 図			

平面图

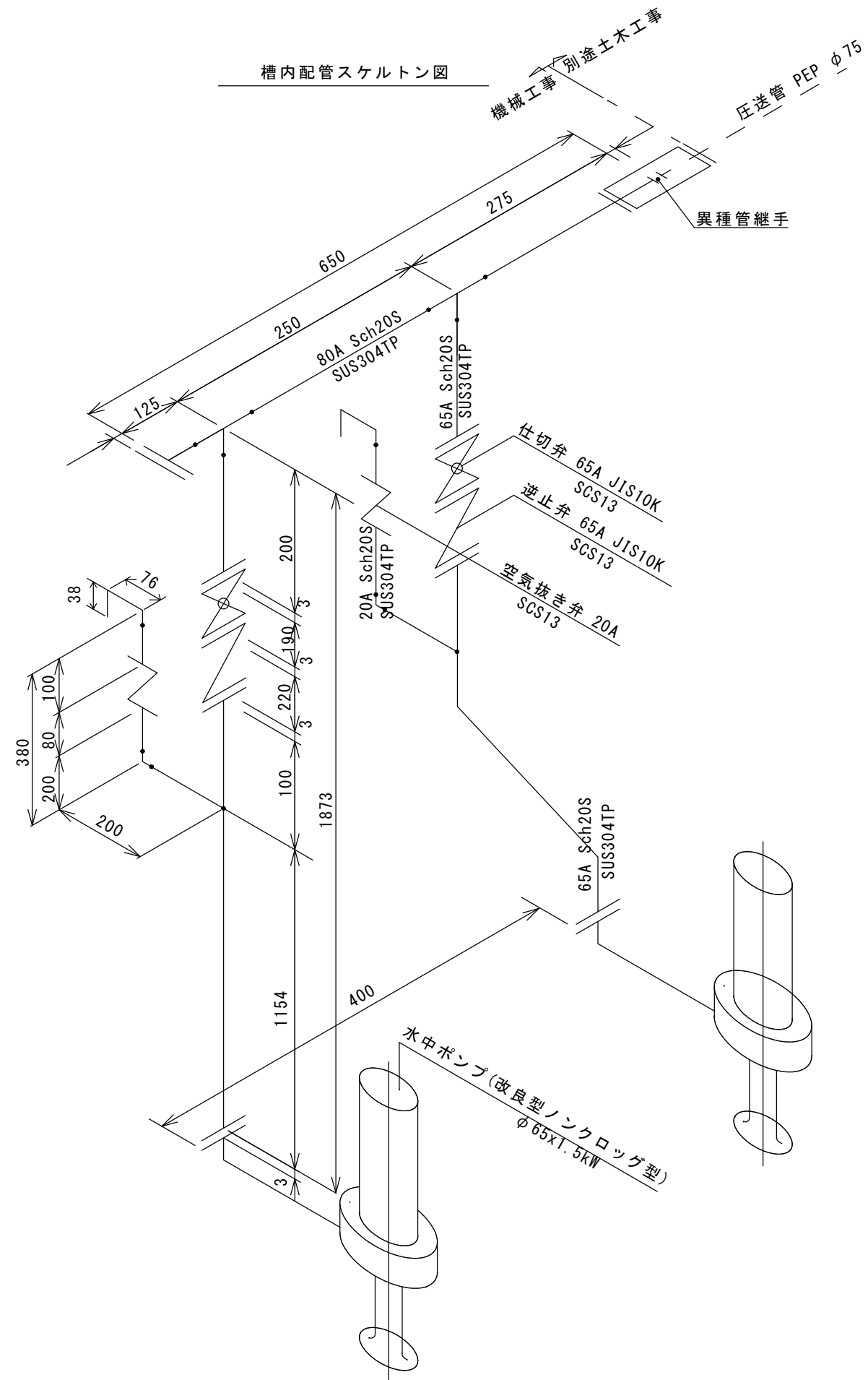


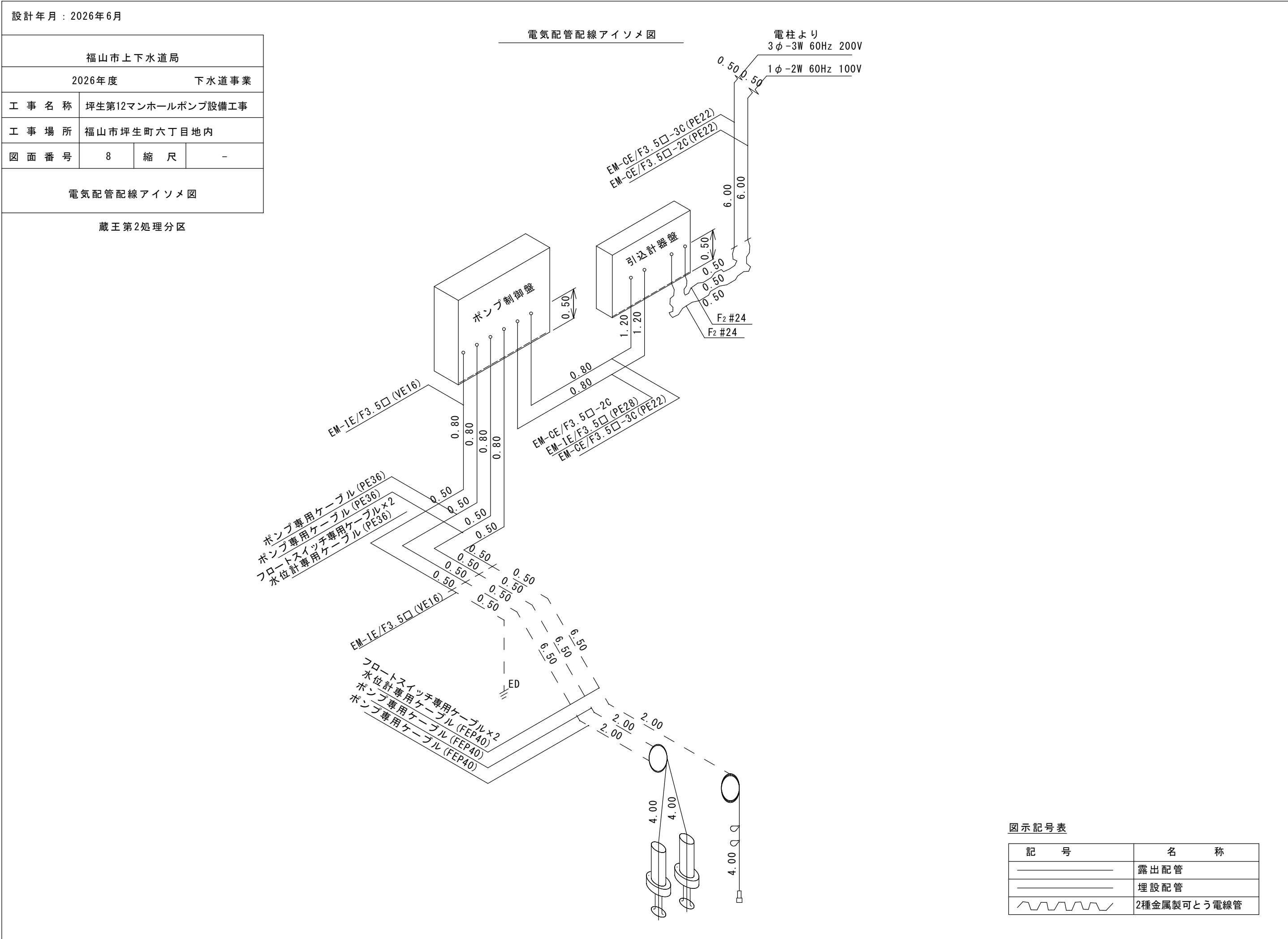
設計年月：2026年6月

福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	7	縮 尺	-
槽内配管スケルトン図			

蔵王第2処理分区

注記
1) フランジは全てJIS10K(SUS304)とする。
2) パッキンはCRパッキン(3t)とする。





設計年月：2026年6月

福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	9	縮 尺	図 示
制御盤架台参考図			

蔵王第2処理分区

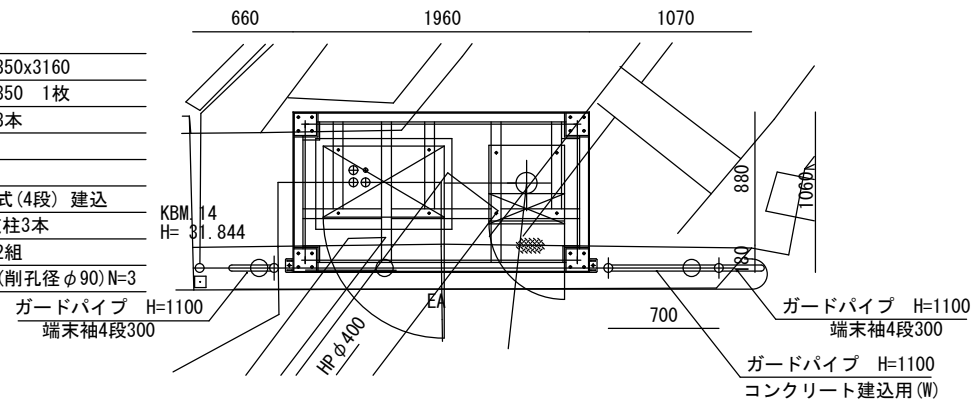
(図示寸法は参考とする。
尚、詳細については承諾図にて決定する。)

制御盤架台設置図

S=1 : 50

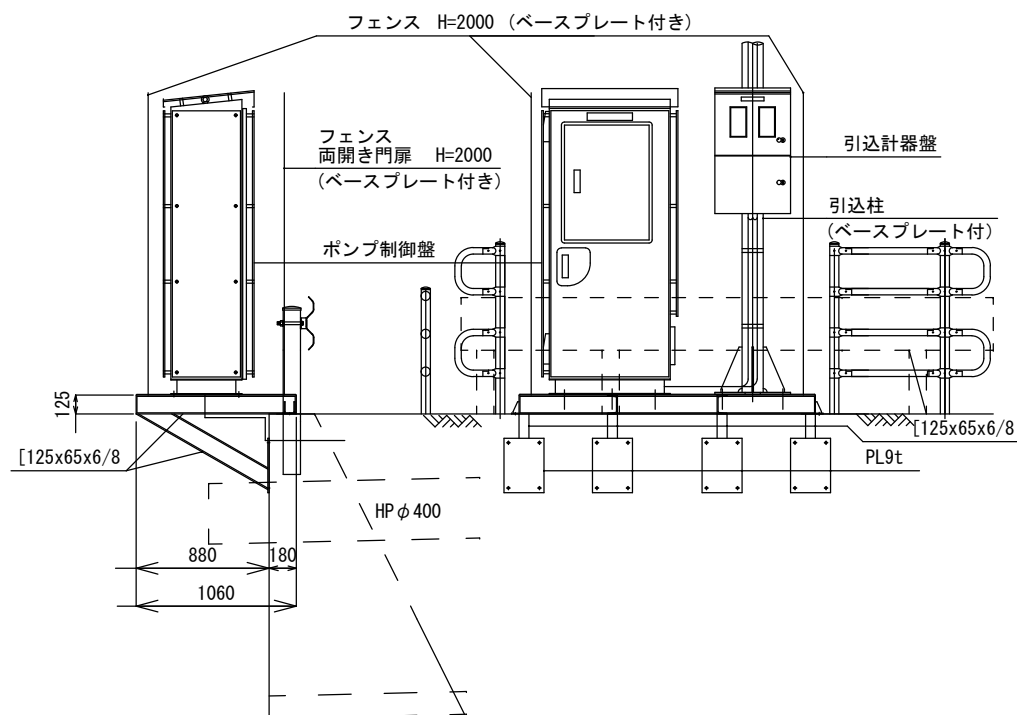
ガードレール撤去	
ビーム(直)	2.3x350x3160
ビーム(端)	2.3x350 1枚
建込(直柱)	N=3本

ガードパイプ設置
転落防止柵ビーム式(4段) 建込
H1100 L=0.7m 支柱3本
端末袖4段300 2組
コンクリート削孔(削孔径φ90)N=3



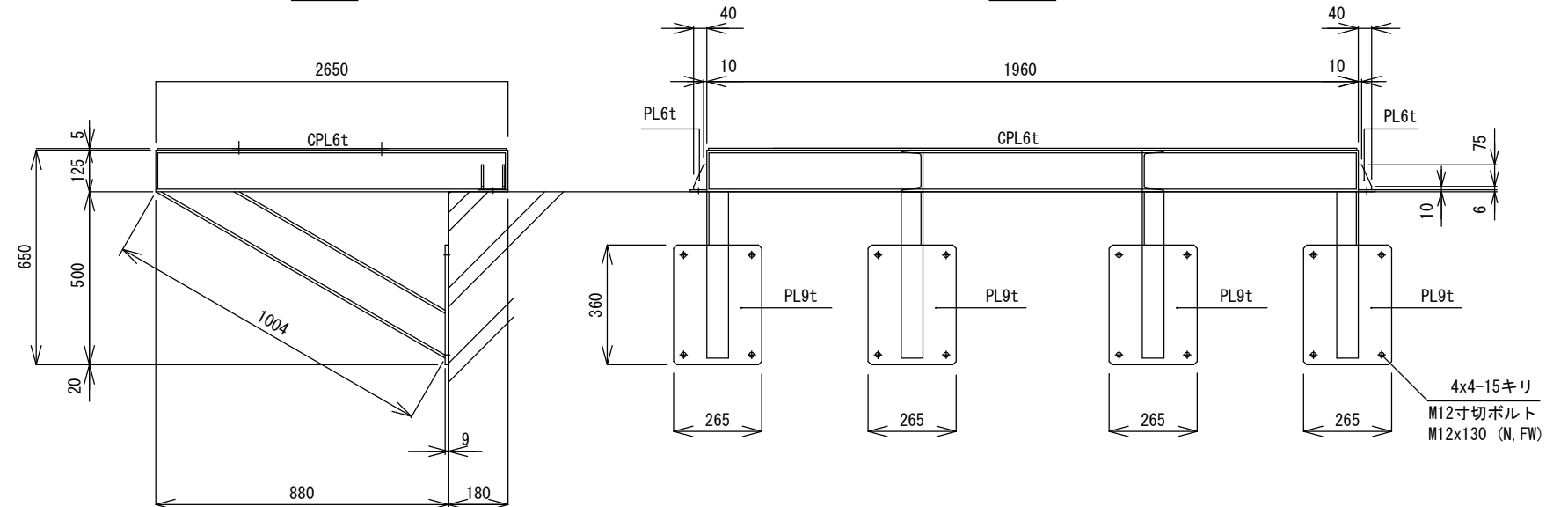
側面図

正面図



側面図

正面図



※特記なき材料は[125x65x6/8

福山市上下水道局			
2026年度		下水道事業	
工 事 名 称	坪生第12マンホールポンプ設備工事		
工 事 場 所	福山市坪生町六丁目地内		
図 面 番 号	10	縮 尺	図 示
鋼製加工品参考図			

(図示寸法は参考とする。
尚、詳細については承諾図にて決定する。)

